

## 今後検討すべき論点の整理

### 1 作業環境管理が困難な場合における措置

- 発散源の密閉化等の発散抑制対策と有害物取り扱い等作業との両立が困難である作業については、可能な限り作業環境の改善に努めることは原則としつつ、個人ばく露管理によるばく露防止の仕組みの詳細。
- 作業環境管理（管理濃度による場の管理）と個人ばく露管理（ばく露限界値による個人ごとの管理）の考え方・規制体系の整理。

### 2 ばく露リスクに応じた健康診断の実施頻度等の見直し

- 気中の有害物質の濃度が管理濃度以下に維持されるなど、ばく露リスクが低いと認められる場合に、当該物質に係る特殊健康診断の実施を免除又は頻度を減らす仕組みの詳細。

### 3 自律管理を基本とする仕組みの具体化

- 自律管理の基本となる国が行う GHS 分類について、分類対象とする物質の選定ルール、優先順位の整理。【詳細はワーキンググループで整理】
  - 自律管理物質のうち、ばく露限界値以下の管理の方法についての整理。
    - ・ ばく露限界値の設定に際して活用するデータ（許容濃度、TLV など）【詳細はワーキンググループで整理】
    - ・ 管理方法としてどのようなものが考えられるか（作業環境測定、個人ばく露測定、数理モデルによる推定等）
  - 「自律管理物質」のうち、ばく露限界値のない物質についての、具体的なルール（義務付けるべき基本的対策）。
  - 個別管理物質についても一定の要件が満たされている場合に自律管理を認めるべきか、認める場合どのような要件を課すべきか。
- ※ 自律管理を基本とした場合にも、個別管理物質として新たに規制するべきものの考え方については、ワーキンググループで整理。

### 4 自律管理を支える専門家の確保・育成

- どのような場面で、どのような専門家が必要とされるか。
- 既存の資格も含め、専門家の確保・育成をどのように進めるべきか。

### 5 遅発性疾病の把握方法等について